

令和4年4月1日から

18歳から"大人"に!

成年年齢が引き下げられます

若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことを目的として、民法が改正されました。これにより、成年年齢が20歳から18歳に変わります。

問合せ 社会教育課 ☎55-0560 FAX55-0561 Eky-syakaikyoku@div.city.fuji.shizuoka.jp

18歳になったら できること (令和4年4月1日以降)	20歳にならないと できないこと (これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆女性の結婚できる年齢が16歳から18歳になり、男女とも18歳で結婚できる ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ◆富士市パートナーシップ宣誓制度の宣誓をすることができます <p>※普通自動車免許は従来と同様「18歳以上」で取得できます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒 ◆喫煙 ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得



生年月日	成人となる日
平成14年4月1日以前	20歳の誕生日
平成14年4月2日～平成15年4月1日	令和4年4月1日
平成15年4月2日～平成16年4月1日	
平成16年4月2日以降	18歳の誕生日

Q いつから大人になるの?
4月1日以降、18歳の誕生日を迎えると成人になりますが、4月1日時点で18歳、19歳の人は4月1日に成人となります。現在未成年の人は、生年月日によって成人となる日が、次のようになります。

Q 18歳から大人になることで何が変わるの?
民法が定めている成年年齢には、「二人で契約をすることができるようになる」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成人になると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約を結ぶことができるようになります。しかし、新成人の契約行為には多くのトラブルが懸念されます。4・5ページに一例を紹介しますので、新成人本人だけでなく、周りの皆さんも一緒に確認しましょう。
また、健康面への影響や非行防止、青少年保護の観点から、今までどおり20歳にならないとできないこともあるので注意が必要です(左表参照)。



令和5年
富士市はたちの記念式典
令和5年1月8日(日)開催予定

Q 成人式はどうなるの?
「富士市はたちの記念式典」と名称を変え、来年以降も今までどおり20歳の人を対象に開催します。式典の詳細については、9月上旬に市ウェブサイトに掲載する予定です。進学や就職で市外に住民票を移した人も、10月以降に事前申込すれば参加することができます。
また、式典を運営する実行委員を募集します。募集については、広報ふじ4月20日号でお知らせします。